



目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○令和2年度において徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における知事が定める数 (国民健康保険課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	2
◎高知港係留施設等の指定管理者の指定 (港湾・海岸課)	2

告 示

高知県告示第76号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
高知県内水面漁業漁獲統計調査
- 調査の目的
本県における内水面漁業の魚種別漁獲量について調査を行い、内水面漁業全般の施策を図る上での基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
漁業協同組合
 - 属性
内水面の漁業協同組合
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 漁業協同組合の名称
 - 魚類の名称及び漁獲量（農林水産省による内水面漁業生産統計調査（一般統計調査）の対象となっているものを除く。以下同じ。）
 - 藻類の名称及び漁獲量（藻類のうちアオノリ及びアオサ

- にあつては、生産金額を含む。）
- エ 貝類の名称及び漁獲量
- オ イからエまでの水産動物以外の水産動物の漁獲量
- (2) その基準となる期間
報告を求める年の前年1月から12月までの1年間
- 5 報告を求める者
- (1) 数
20漁業協同組合
- (2) 選定方法
県内の内水面の漁業協同組合のリストによる全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1) 調査組織
県が内水面の漁業協同組合に直接報告を求める。
- (2) 調査方法
郵送又はファクシミリによる調査
- 7 報告を求める期間
毎年2月下旬から3月末日まで

高知県告示第77号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により令和2年度において県が市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定における国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）及び高知県国民健康保険法施行条例（平成29年高知県条例第41号。以下「条例」という。）の規定により知事が定める数は、次の表に定めるとおりとする。

令和2年2月14日

高知県知事 濱田 省司

条例第9条第1項に規定する算定政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
条例第11条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.7747591380200
算定政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.8811304363919
条例第15条に規定する算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7877686988219
算定政令第10条第6項の後期高齢者支援	0.9999999966515

金等納付金基礎額調整係数	
条例第19条に規定する算定政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.7973625655786
算定政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999914992
条例第14条に規定する算定政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数、条例第18条に規定する算定政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び条例第22条に規定する算定政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

高知県告示第78号

香南市赤岡町西部及び吉川町古川の各一部地区、香美市土佐山田町西後入の一部並びに香北町谷相、香北町中谷及び香北町横谷の各一部地区、安芸郡芸西村馬ノ上及び久重の各一部地区並びに吾川郡いの町中追の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
 - 香南市
 - 香美市
 - 芸西村
 - いの町
- 調査を行った地域及び時期
 - 香南市赤岡町西部及び吉川町古川の各一部
平成27年度から平成29年度まで
 - 香美市土佐山田町西後入の一部並びに香北町谷相、香北町中谷及び香北町横谷の各一部
平成28年度から平成30年度まで
 - 安芸郡芸西村馬ノ上及び久重の各一部
平成29年度及び平成30年度
 - 吾川郡いの町中追の一部
平成29年度及び平成30年度
- 成果の名称
 - 香南市地籍図及び地籍簿
 - 香美市地籍図及び地籍簿
 - 芸西村地籍図及び地籍簿

(4) いの町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和2年2月14日

高知県告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町桑ケ市 字上ミ窪2922番地先 から 高岡郡津野町桑ケ市 字上ミ窪2923番地先 まで	前	13.5) 13.9	13
高岡郡津野町桑ケ市 字上ミ窪2922番地先 から 高岡郡津野町桑ケ市 字樺ノ木畑2078番1 まで	後	7.2) 40.0	320

高知県告示第80号

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第21条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年2月14日

高知県知事 濱田 省司

- 1 施設の名称
高知港係留施設等
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで